

口頭発表の審査と審査体制について

1. 審査の方法

- ・審査の観点を踏まえた総合評価により審査委員がテーマグループごとに2件を選出する。
- ・合議審査において、合議によりテーマグループごとに原則1件を決定する。但しテーマグループに優れた発表が複数ある場合、合議の上で最終決定する。
- ・表彰は協議会会長名で行い、表彰状と副賞を授与する。

2. 総合評価について

審査の観点を踏まえ、S, A, B, C, Dの5段階評価で総合評価を行う。

3. 審査の観点

以下の審査の観点を踏まえて総合評価を行う。

- (1) URA等の活動に資する問題を捉え、それに対する解決方法の提示や事例の紹介が優れているか
- (2) 今後のURAの活動へ貢献する内容か
- (3) 質疑応答が優れているか
- (4) プレゼンテーションが理解されやすいものか(スライドの構成、話し方、時間)

4. 審査の体制について

- ・審査はテーマグループごとに審査委員2名による評価と、全体の合議審査からなる。
- ・審査委員は座長及び年次大会専門委員会が指名するものからなる。
- ・座長はRA協議会年次大会専門委員もしくは同委員会が推薦するものとする。
- ・座長は担当する会場で、司会進行及びその会場の発表の審査を行う。
- ・審査委員において担当する会場で利害関係者は除くこととする。
- ・合議審査は副会長と座長により構成される。

ポスター発表賞の審査について

RA 協議会第 4 回年次大会参加者の投票により決定する。

(1) 日時等について

- ・コアタイム

第 1 回：平成 30 年 9 月 19 日（水）14 時 50 分～15 時 50 分

第 2 回：平成 30 年 9 月 20 日（木）12 時 20 分～13 時 50 分

- ・場所：レセプションホール

- ・発表者数：46 件

(2) 賞の決定方法について

- ・大会参加者が 3 票の投票権を持ち、投票する。集計で上位 3 名に授与する。

- ・同率の場合は、考慮のうえ複数名の受賞とする。